

当法人における障害福祉サービス等処遇改善について

賃金の処遇改善方法

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）および

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を算定しています。

賃金以外の処遇改善方法

【資質の向上】

- ・働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
- ・研修の受講やキャリアパス段位制度と人事考課の連動

【労働環境・処遇の改善】

- ・雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・退職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気持ちを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備

【その他】

- ・中途採用者（他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等）に特化した人事制度の確立
- ・非正規職員から正規職員への転換
- ・職員の増員による業務負担の軽減

見える化要件について（実施している周知方法）

- ・「障害福祉サービス等情報公表検索サイト」への掲載
- ・ホームページ（自社）に掲載